

### 固定資産税・都市計画税 固定資産の評価替えが行われます

27年度は、3年に1度の固定資産の評価額を見直す年度です。

#### ①土地の評価替えについて

24年度・26年度の評価額は、23年1月1日が価格調査基準日でした。

27年度は、評価替え年度のため、26年1月1日を価格調査基準日として地価調査を行い、価格を算出します。

#### ②家屋の評価替えについて

在来分家屋について、建築物価の動向が考慮された新しい評価基準によって評価の見直しを行い、これに建築時からの年数の経過に応じた減価率を反映し、27年度の家屋の価格を算出します。

ただし、評価替えによって

号③種類④構造⑤建築年⑥床面積⑦価格

【縦覧期間】4月1日(水)～6月1日(月)午前8時半～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く)

【縦覧場所】課税課(市役所2階)

【縦覧対象者】①固定資産税の納税者(27年1月1日現在市内に固定資産を所有し課税される方) ②納税管理人③代理人(委任状が必要)

【申請方法】課税課で申請書に必要事項を記入の上、次のいずれかを提示してください。

①運転免許証・健康保険証など本人確認ができるもの②27年度の納税通知書(5月上旬発送)

固定資産税・都市計画税の課税明細書・納税通知書について

27年度の課税明細書・納税通知書を5月上旬に発送しますので、内容をご確認ください

【家屋価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地番②地目③地積④価格

【家屋価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地番②家屋番

1、同課家屋資産税係470・7777(内線2342)

詳しくは課税課土地資産税係470・7777(内線2344)へ。

### 4月1日(水)から 特別養護老人ホームの新規入所者は 原則、要介護3以上に限定されます

介護保険法の改正に伴い、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、在宅での生活が困難な要介護者を支える施設としての機能に重点化され、4月1日以降、新たに入所できる方は、原則、要介護3以上の方になります。

ただし、要介護1・2の方について、特例的に入所が認められる場合があります。

「特例入所」の要件

入所申し込みの際に、次の①～④のいずれかの要件に該当することが必要です。

①認知症の方で、日常生活

に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる

②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる

③家族などによる深刻な虐待が疑われることなどにより、心身の安全・安心の確保が困難である

④単身世帯である、同居家族が高齢または病弱であるなどにより家族などによる支援が期待できず、地域での介護サービスや生活支援の供給も不十分である

3月31日までに入所申し込みをした方Ⅱ要介護1～5の全ての方は、改めて手続きの必要はありません

4月1日以降に入所申し込みをする方Ⅱ要介護1・2の方は、「特例入所」の要件を確認するため、変更後の申込書類で手続きをしてください

(変更前の申込書類で手続きをすると、改めて手続きが必要になる場合があります)

入所について

3月31日までに入所した方Ⅱ要介護1～5の全ての方が、引き続き入所できます

4月1日以降に入所する方Ⅱ原則、要介護3以上の方になります。要介護1・2の方は特例的に入所が認められる場合があります

詳しくは介護福祉課介護サービス係470・7750へ。

### 会社などを退職、会社などに就職したら 国民健康保険の加入・喪失の手続きを

#### 喪失の手続きを

市内に住所があつて勤務先の健康保険などに加入していない方は、国民健康保険に必ず加入することになります。

会社などを退職し勤務先の健康保険を脱退したとき、または会社などに就職して勤務先の健康保険に加入したとき

先には、国民健康保険の加入・喪失の手続きが必要で、忘れずに14日以内に手続きをしてください。

※国民健康保険加入・喪失・変更に必要な書類などは、下表を参照してください。

勤務先の健康保険に  
入れませんか

会社、工場などの法人や従

健康保険協会へご相談ください。

※「法人」とは公・私法人、営利法人、公益法人、社団法人や財団法人を指しません。

一般的には、商法により設立された会社で、社会福祉法人、医療法人、学校法人などの特殊法人や公法人である都道府県、市区町村の地方公共団体も含まれます。

▼健康保険に関することⅡ  
全国健康保険協会東京支部  
03・6853・6111

▼厚生年金に関することⅡ  
武蔵野年金事務所042  
2・56・1411

▼労働基準・労災に関する  
ことⅡ三鷹労働基準監督署  
0422・48・1161

詳しくは保険年金課国保年金資格係470・7732

入は、職場の担当者や全国健

### 国民健康保険への加入・喪失・変更手続き

| 手続きが必要なとき                     | 加入・喪失・変更の際に必要な書類など                                  |
|-------------------------------|---|
| 市内に転入してきたとき                   | 他の市区町村の転出証明書、認め印                                    |
| 勤務先の健康保険をやめたとき                | 勤務先の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書など)、認め印、被保険者証(世帯主に変更があるとき)   |
| 勤務先の健康保険の被扶養者から外れたとき          | 被扶養者から外れた証明書、認め印、被保険者証(世帯主に変更があるとき)                 |
| 子どもが生まれたとき                    | 被保険者証、母子健康手帳、世帯主名義の口座番号がわかるもの、認め印                   |
| 生活保護が廃止されることになったとき            | 生活保護廃止決定通知書、認め印                                     |
| 市内から転出するとき                    | 被保険者証、認め印   |
| 勤務先の健康保険に入ったとき<br>▼被扶養者になったとき | 国保と勤務先の両方の被保険者証、認め印                                 |
| 死亡したとき                        | 被保険者証、喪主であることが確認できるもの(会葬御礼のはがきなど)、喪主の口座番号がわかるもの、認め印 |
| 生活保護を受けることになったとき              | 被保険者証、生活保護開始決定通知書、認め印                               |
| 修学のため別に住所を定めるとき               | 被保険者証、新住所の住民票、在学証明書、認め印                             |
| 被保険者証を無くしたとき                  | 窓口で再交付の申請が必要、認め印                                    |

※世帯主の自筆署名の場合、認め印は省略できます。

### 納税にご協力を

### 市税の納め忘れはありませんか

26年度の市税など(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料)の納期限が過ぎました。

納期限までに市税などを完納していないと、延滞金が増算されるだけでなく、財産が差し押さえられる場合もあります。

詳しくは同課470・7729へ。

また、ご注意ください。

納付にお困りのときは、病気・事故・災害など、やむを得ない事情で納付が困難な場合には、できるだけ早くめに納税課(市役所2階)にご相談ください。

詳しくは同課470・7729へ。

納税にご協力をお願いします。

27年度の国民年金保険料は1万5590円です

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し、制度の安定を図るため、17年度より29年度の間、年度ごとに引き上げられることになりました。

詳しくは武蔵野年金事務所0422・56・1411へ。



### 東京都シルバーパスのお知らせ 4月～9月・新規購入の方へ

満70歳以上の都民には、申し込みにより、都営交通および都内を走行する民営バスなどが利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。

【パスの有効期限】発行日(27年9月30日)(水)

【対象者】都内に住民登録のある満70歳以上の方(寝たきりの方を除く)

【費用・必要書類】  
(1)27年度の住民税が「課税」の方▼費用11万2555円(4月～9月発行分)▼必要書類Ⅱ住所・氏名・生年月日を確認できる本人確認書類

(2)27年度の住民税が「非課税」の方、または27年度の住民税が「課税」で、26年度の合計所得金額が125万円以下の方▼費用11000円

必要書類Ⅱ住所・氏名・生年月日を確認できる本人確認書類(保険証または運転免許証と次のいずれかの書類①27年度介護保険料額納入(決定)通知書(所得段階区分が1～6の記載があるもの) ※新規発行の場合は前年度の同通知書(所得段階区分が1～5の記載があるもの)でも可。

詳細は一般社団法人東京バス協会シルバーパス専用電話03・5308・6950(午前9時～午後5時、土曜・日曜日、祝日を除く)へ。

### おわびと訂正

広報3月15日号2面、「市税などをコンビニエンスストアで納付できるようになります」の日付に誤りがありました。正しくは次の通りです。  
【コンビニエンスストアで納付できる税金など】  
4月1日以降に市から送付する次の税金などの

納付書はコンビニ納付に対応したものになります。おわびして訂正いたします。詳しくは納税課470・7729へ。